

# 加盟団体及び会員に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野市スポーツ協会定款第10条の規定により、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の加盟団体及び準加盟団体（以下「加盟団体等」という。）並びにこの法人の運営を支援する賛助会員について必要な事項を定める。

## (加盟団体等)

第2条 加盟団体とは、定款第5条に規定する団体をいい、スポーツの各競技を代表する団体とは、各競技の市統轄団体として適当な組織をもつ団体をいう。

2 準加盟団体とは、文部科学省又は日本スポーツ協会が認定した資格を取得した者で構成する団体、市内に事務所を置く県組織で市内に支部等の組織が構成されていない団体並びに加盟団体の下部又は傍系組織で事業量及び構成員数等から加盟団体に準ずる活動を行っているもので理事会が承認した団体をいう。

3 準加盟団体からは定款第28条の理事を選出しないものとする。また第6条第2項の加盟金は免除するものとし、他の条項は加盟団体の規程を準用する。

## (加盟団体等の使命)

第2条の2 加盟団体等は、スポーツ団体として適正な組織運営等（事業又は活動を含む。以下同じ。）を行うため、次の取組を自主的かつ自律的に行わなければならない。

- (1) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (2) スポーツ団体としての公正性、公平性及び透明性を確保した組織運営を行い、ガバナンスの強化及び充実並びにコンプライアンスの徹底に取り組み、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (3) スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与すること。

## (遵守すべき事項)

第2条の3 加盟団体等は、次の事項に取り組みなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体等に適用するこの協会の諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、これらに基づく組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険への加入等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 公益財団法人長野県スポーツ協会が定める「公益財団法人長野県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に基づき、必要となる諸規程等及び体制を整備した上で、これらに基づく組織運営を行うこと。
- (6) 各団体の運営組織等に関するこの法人からの問い合わせに対し、適切に対応すること。

## (届出義務)

第2条の4 加盟団体等は、次の各号に掲げる書類のうち、(1) 及び(2) については毎事業年度終了後3月以内に、(3) 及び(4) については毎6月末日までに、この法人に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 財務諸表又は収支決算書
- (3) 加盟団体調書
- (4) 登録人員届出書

2 加盟団体等は、事業年度開始から3月以内に、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない

ない。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 収支予算書

第2条の5 加盟団体等は、定款、登記事項、規約、その他この法人に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面をもってこの法人に届け出なければならない。

#### (負担金)

第2条の6 加盟団体等は、定款第7条に規定する負担金を、毎年6月末までに、納めなければならない。

- 2 年度中途に加盟した団体は、当該年度の残月数分の負担金を納めなければならない。
- 3 定款第7条に規定する負担金の額は、この法人が別に定める額とする。

#### (負担金の使途)

第3条 前条の負担金は、毎事業年度における合計額の90%を上限に、当該年度の公益目的事業以外に使用することができる。

#### (検査)

第4条 この法人は、加盟団体等の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体等に対し、定期的に、又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

#### (指導)

第4条の2 この法人は、加盟団体等の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体等に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

#### (調査)

第4条の3 この法人は、加盟団体等の組織運営等に問題が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合、加盟団体等に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又はこの法人の職員等に、加盟団体等の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体等の役職員等の関係者に質問させることができる。

#### (協力義務)

第4条の4 加盟団体等は、前3条の規定に定めるこの法人の検査等に対して、協力しなければならない。

#### (処分)

第5条 加盟団体等が、定款第5条各号に定める組織を有しないこととなったとき、定款第9条各号に該当すると認められるとき、第2条の3から第2条の6まで及び前条の規定に定める義務等を怠る等組織運営等に適性を欠いたとき又はこの法人の加盟団体等として不適当と認められるときは、次の処分を行う。

- (1) 注意
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 除名

2 前項の処分の手続き及び内容については、理事会の決議を経て、評議員会の決議により別に定める。

3 第1項の処分を行う場合は、加盟団体等に弁明の機会を与えなければならない。

4 第1項の処分を受けた加盟団体等とこの法人が連携する事業の取扱いは、当該事業を所管する専門委員会において協議の上、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴いこの法人に損害が生じた場合は、当該加盟団体等がその損害を賠償しなければならない。

5 第1項第4号の処分を行った場合、既納の加盟金及び負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(不服申立)

第5条の2 加盟団体等がこの法人の決定した処分に不服があるときは、この法人及び当該加盟団体等は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

(加盟手続)

第6条 定款第6条の規定により、新たに加盟団体等となろうとする団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
  - (2) 会則（規約）
  - (3) 役員名簿（役名及び氏名を記載したもの）
  - (4) 組織及び事務局の体制を記載した書類
  - (5) 当該年度の前3年度分の事業報告書及び収支決算書
  - (6) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - (7) 加盟団体にあつては、加盟団体であることを証する書類
  - (8) 加盟団体にあつては、審判員の養成制度について説明する書類
- 2 前項の規定により承認を受けた団体は、加盟金として、理事会で定めた140,000円以上の額を納入するものとする。ただし、全額を1回で納入できない事由があるときは、理事長の承認を得て割賦納入することができるものとする。
- 3 第1項の規定により承認を受けた場合は、第2条の6に定める負担金及び前項に定める加盟金の納付を完了した日から加盟するものとする。

(脱退手続)

第7条 加盟団体等が、定款第8条の規定によりこの法人を脱退しようとするときは、次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退申請書
  - (2) 脱退理由書
- 2 前項の規定により承認を受けた場合、既納の加盟金及び負担金は、いかなる理由があつてもこれを返還しない。

(会議)

第8条 理事長は、必要に応じ、加盟団体等を招集して会議を開催することができる。

(賛助会員)

第9条 賛助会員とは、定款第3条に規定するこの法人の目的に賛同して入会した個人又は法人をいう。

- 2 賛助会員は、この法人が案内する行事等へ参加できるほか、この法人の発行物の提供等の特典を受けることができる。

(賛助会費)

第10条 賛助会員は、次に定める会費を毎年納入するものとする。

- (1) 個人会員 年間1口 1,000円とし、3口以上
  - (2) 法人会員 年間1口 10,000円とし、1口以上
- 2 退会による会費の返還は行わない。

(会費の使途)

第11条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%を上限に当該年度の公益目的事業以外に使用することができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の移行登記日までの間、第1条に「定款第10条」とあるのは「寄付行為」第14条第2項と読み替えるものとする。
- 3 財団法人長野市体育協会加盟団体規程は廃止する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(様式任意)

年 月 日

公益財団法人長野市スポーツ協会

理事長 様

団体名

住所

代表者名

⑩

(連絡先 )

## 公益財団法人長野市スポーツ協会 加盟申請書

このことについて、貴協会に加盟 いたしたく、下記の書類を添えて申請いたします。

記

- 1 会則
- 2 役員名簿
- 3 年度事業計画及び予算書
- 4 年度事業報告及び決算書

(様式任意)

年 月 日

公益財団法人長野市スポーツ協会

理事長 様

団体名

住所

代表者名

⑩

(連絡先 )

## 脱 退 申 請 書

このたび、下記の理由から定款第8条の規定により貴協会を脱退したいのでお届けいたします。

記

1 脱退の理由 別紙「脱退理由書」のとおり

以上

(様式任意)

別紙

## 脱 退 理 由 書

団体名

【脱退の理由】